

## 第70回文化審議会国語分科会・議事録

平成31年3月4日(月)  
15時00分～16時20分  
文部科学省3階・3F1特別会議室

### 〔出席者〕

(委員) 伊東分科会長, 沖森副分科会長, 石井, 井上, 入部, 大木, 川瀬, 川端, 三枝, 塩田, 鈴木, 関根, 滝浦, 田中(ゆ), 戸田, 野田, 福田, 松岡, 村田, 森山, 山田, 結城, 善本各委員(計23名)  
(文部科学省・文化庁) 中岡文化庁次長, 内藤文化審議官, 石田文化戦略官, 高橋国語課長, 饗場国語課長補佐, 松永専門官, 田中専門官, 鈴木国語調査官, 武田国語調査官, 増田専門職ほか関係官

### 〔配布資料〕

- 1 文化審議会国語分科会(第69回)議事録(案)
- 2-1 国語課題小委員会の審議状況について(案)
- 2-2 「障害」の表記に関するこれまでの考え方(国語分科会確認事項)  
(平成30年11月文化審議会国語分科会(第69回)配布資料)
- 3-1 「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告案)改定版」の概要
- 3-2 「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告案)改定版」
- 3-3 日本語教師の日本語教育能力の判定に関する基本的な考え方(案)
- 3-4 日本語教師の日本語教育能力の判定等に関する主な意見の整理

### 〔参考資料〕

- 1 平成31年度予算案参考資料(文化庁国語課)
- 2-1 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」概要
- 2-2 「外国人材受入れ・共生のための総合的対応策」(平成30年12月関係閣僚会議)
- 2-3 外国人受入れ拡大に対応した日本語教育・外国人児童生徒等への教育の充実

### 〔机上配布資料〕

- 国語関係告示・訓令集
- 国語関係答申・建議集
- 国語分科会で今後取り組むべき課題について
- 改定常用漢字表
- 分かり合うための言語コミュニケーション(報告)
- 日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)
- 日本語教育の推進に当たっての主な論点に関する意見の整理について(報告)
- 日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について

### 〔経過概要〕

- 1 事務局から事務局の異動について紹介があった。
- 2 事務局から配布資料の確認が行われた。
- 3 前回の議事録(案)が確認された。
- 4 沖森副分科会長(国語課題小委員会主査)から, 資料2-1「国語課題小委員会の審議状況について(案)」及び2-2「「障害」の表記に関するこれまでの考え方(国語分科会確認事項)」について説明があり, 説明に対する質疑応答が行われ, 資料2-1について了承された。

- 5 伊東分科会長（日本語教育小委員会主査）から、配布資料 3-1「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告案）改定版」の概要」、配布資料 3-2「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告案）改定版」及び配布資料 3-3「日本語教師の日本語教育能力の判定に関する基本的な考え方（案）」について説明があり、説明に対する質疑応答が行われ、了承された。
- 6 事務局から参考資料 1, 2-1, 2-2 及び 2-3 を用いて、国語課の平成 31 年度予算案について説明があり、説明に対する質疑応答が行われた。
- 7 今期最後の国語分科会の閉会に当たり、石田文化戦略官及び伊東国語分科会長から挨拶があった。
- 8 各委員の発言及び事務局からの説明は次のとおりである。

○伊東分科会長

ただ今から第 70 回文化審議会国語分科会を開会いたします。

○松永専門官

まず、事務局に 2 名異動がありましたので、御報告申し上げます。

昨年 12 月 1 日付けで、文化戦略官に石田徹が就任いたしました。また、本年 1 月 1 日付けで、国語課専門官に私、松永が就任しました。よろしく申し上げます。

○伊東分科会長

ありがとうございました。

本日は、今期最後の国語分科会です。国語課題小委員会、日本語教育小委員会、それぞれの今期の審議について説明をしていただき、その後、意見交換を経て、それぞれ報告として取りまとめたいと考えております。

それでは、初めに国語課題小委員会の審議結果について、国語課題小委員会の主査である沖森副分科会長に説明をお願いします。

○沖森副分科会長

今期の国語課題小委員会の審議状況について御報告申し上げます。

配布資料 2-1 を御覧ください。国語課題小委員会では、平成 25 年 2 月に第 12 期国語分科会が取りまとめた「国語分科会で今後取り組むべき課題について（報告）」において挙げられた「「公用文作成の要領」の見直しについて」を取り上げ、公用文作成の在り方に関する検討を行ってまいりました。

この「公用文作成の要領」は、昭和 26 年に当時の国語審議会が内閣総理大臣並びに文部大臣に宛てて建議したものであります。さらに、翌年、昭和 27 年に内閣官房長官依命通知の別冊として国の各省庁に通知され、公用文作成の大本となる考え方を示すものとして長く参照されてまいりました。

平成 25 年の報告が特に検討すべき点として挙げていることは、配布資料 2 の 1 ページ上段の（1）から（3）の三つにまとめられます。

まず、一つは、この要領が作成されてから既に 70 年近くを経ていて、例えばタイプライターに関する記述があるなど、現在から見ると実態と合わないところが少なからず生じているということ。

二つ目として、この要領は、戦前の公用文における漢文調の文語体、しかも、漢字片仮名交じり文で書かれていた文体を平易なものに変えるということを実現しましたが、現代においては、国民にとって重要な情報をもっと分かりやすく伝える公用文の在り方を考えるべきではないかということ。

三つ目としましては、例えば各府省のホームページのように、この要領が作成され

たときには想像もできなかつた形で、国の機関から情報が発信されているという状況があります。こういった社会的な変化を反映させる必要があるのではないかということ。これら三つの点であります。

このような平成 25 年の報告の問題意識を受けて、国語課題小委員会では検討を進めてまいりました。これまでの意見やヒアリングなどの内容については、配布資料 2-1 の 7 ページ以降にまとめてあります。後ほど御覧いただければと思います。

では、「1 公用文をめぐる課題と検討の目的」を御覧ください。国語課題小委員会でもよく話題になってきたことの一つに「法令と公用文における表記の一致」ということがあります。これは、昭和 48 年から政府内にある考え方で、現在も変わっておりません。公用文は、法令と同様の書き表し方をするということが原則としてあります。

2 ページに参ります。しかしながら、現在、国の各機関が示す文書には、社会の変化や伝達の手段・媒体の変化などに合わせる形で、様々な書き表し方が行われている可能性があります。この点については、きちんと調査を行う必要がありますが、これまでに国語課題小委員会の中で紹介されてきた資料からも、そういった実態が実際にあるということが予想されます。

これら、それぞれの部署で行われている任意とも言える書き表し方は、読む人に対して、よりうまく伝わるようにといった工夫から行われている面があるとも考えられます。ただし、そういった工夫を裏付けるためのルールは、現在のところ、はっきりとしておりません。したがって、部署によっては原則を堅く守って、どのような文書を作成するにも法令と同じ書き方をするということが散見されるのであります。

さらに、「公用文は分かりにくい」というイメージが広がっているおそれがあります。「国語に関する世論調査」で尋ねたところ、「官公庁が示す文書を読むことがある」という人たちの過半数が「読んでいて困ったことがある」と回答しております。この点を無視することはできないわけです。

こういった公用文をめぐる課題の解決に取り組むことで、国語課題小委員会は検討を進めております。その際には、現行の「公用文作成の要領」の考え方を維持し、そこから余りはみ出ないようにしながらも、実態とそぐわない部分は改め、これからの時代に必要な考え方があれば、よく検討した上で加えていきたいと考えている次第であります。

3 ページを御覧ください。検討を進める上での基本的な考え方を二つ挙げています。

一つは、社会の多様化が進んでおり、誰に向けて投げ掛ける情報であるのかということより強く意識することが必要になっているということ。

もう一つは、単に一方向の発信として考えるのではなく、公用文の作成をコミュニケーションとして考えるということです。ちょうど昨年今頃に国語分科会で取りまとめられました「分かり合うための言語コミュニケーション」の考え方を、公用文作成にも応用できるところがあるのではないかと考えております。

下の段の「3 検討の対象」に移ります。4 ページの表も御覧いただきたいと思うのですが、この表では、公用文と考えられるものを便宜的に「A」から「C」の 3 段階に分けてあります。

「A」は、特に正確さの必要などところになります。この部分では、これまで用いられてきた公用文の書き表し方が堅く守られております。

「B」には、役所における専門的な事柄も含め、専門用語でのやり取りなども交えながら、比較的それらに詳しい人たちを意識して書くようなものが入っております。

一番下の「C」には、広報誌あるいは SNS など、もっと広く、一般の人たちに知っていただきたいということを発信するようなものが並んでおります。

前回の国語分科会では、特に「C」のところ注目して検討を進めていってはどうかということが議論されているとお話ししました。一般の人々にきちんと伝わる文書が

どのようなものであるのか、それを中心に検討することによって、「A」と「B」を含む公用文の全体の在り方について考えていってはどうかということが進められてきたというわけです。ただ、今回の議論が「「公用文作成の要領」の見直し」を出発点としていることを改めて考えますと、むしろ「公用文作成の要領」の直接の対象は、やはり「A」の部分ではないかということになりました。したがって、「A」とそれに準ずる「B」の部分についても、当然しっかりと議論する必要があるだろうということを再確認いたしました。

4 ページから5 ページに掛けて御覧ください。「A」と「B」に関しては、「公用文作成の要領」の内容のうち、実情と合っていない部分や解釈の難しい記述などを整理した上で、現行の「公用文作成の要領」を改める場合の考え方を提案したいと考えております。

このうち、特に「B」については、社会全体に向けて、より広く理解を求めるべき内容等を扱う場合がありますから、そういったものについては、より具体的な提案を行うことも考えたいと思っております。

さらに、「C」については、現在行われている各府省の取組を妨げないよう配慮しながら、公用文の原則と異なる書き表し方を選択する際の根拠となるような考え方を示す必要がないか検討することを考えております。加えて、これからの時代に求められる公用文の書き表し方について、実用的な考え方を具体的に提案することも検討しております。

最後に、成果物の内容と構成について、そのイメージを御説明申し上げたいと思っております。5 ページの下段を御覧ください。成果物は、2 部構成又は二つの成果物を示すという方向で考えております。

一つは、まず現行の「公用文作成の要領」を、これまでの考え方を大きくはみ出さないように改めてみようということでもあります。はみ出ないと言っても、これまでも申し上げておりますように、既に古くなって実態と合っていないところは取り除く必要がありますし、また、現在そして未来に向けて、是非とも必要である考え方があれば、加えていくことも検討すべきであろうとも思っております。もう少し具体的に言えば、4 ページの表のうちの「A」の部分、つまり法令や法令に準ずるような公用文の書き表し方については、これを改めなくてはならなくなるような変更までは考えずに、現行のものの延長線上で、これからの時代に対応できるような形に直してみようということを進めていってはどうかということをご想定しております。

二つ目として、それとは別に、より具体的で実用的なガイドのようなものを作成することを検討してはどうかということを考えております。もちろん、土台としての「公用文作成の要領」に基づいて進めるわけではありますが、しかし、もう少し踏み込んで、委員の皆様方の見識をふんだんにお示しいただけるような、実践編とでも言うべきものが作れないかと思っております。こちらは、「A」の部分よりは「B」と「C」、特に「C」に分類されているものを意識して進めることもできると考えております。もちろん、第2部又は成果物2の方も、国の府省における公用文という枠組みを保ちながら検討する必要があります。それでも、地方公共団体等で文書作成をなさる方々をはじめ、不特定多数の人たちに向けた文書を作るような人たちに広く参考としていただけるようなものを目指すことも考えられると思っております。また、現行の「公用文作成の要領」の見直しという観点を少し離れて、国語分科会が考える、これからの時代に求められる公用文の在り方とでもいったようなものを、ある程度自由に提案するようなものにできるかもしれません。

6 ページを御覧ください。ここには、大枠ではありますがありますけれども、どんな構成が考えられるのかをお示ししております。

第1部又は成果物1では、「公用文作成の要領」を改める場合の考え方を示すつもり

であります。内容については現行のものを引き継ぎますが、構成については組み直すという方向で検討しております。まだこの場で報告できる段階にはなっておりませんが、四角で囲んであるような案が既に具体的に検討されております。

第2部又は成果物2では、実践編として、実例を示した解説やQ&A方式の説明などを展開したいと考えております。繰り返しになりますが、ここは「公用文作成の要領」の考え方に基つきつつも、必要以上に縛られることなく、国語分科会としての見解を率直にお示しする面があってもいいのではないかとも思っております。

以上、公用文作成の在り方に関する審議の状況を説明してまいりました。このテーマについては、ようやく内容について具体的に検討が進み出したところであり、あわせて必要な調査などを実施するとともに、関係する府省などとも連携を取りつつ、来期も引き続き検討を進めてまいります。

続きまして、配布資料2-2を御覧ください。こちらは、昨年11月22日に国語分科会にお諮りをし、全会一致でお認めいただいた「「障害」の表記に関するこれまでの考え方（国語分科会確認事項）」についてであります。

昨年5月30日に衆議院文部科学委員会において、また、6月12日に参議院文部科学委員会において、政府に対して、「碍<sup>がい</sup>」の字の常用漢字表への追加の可否を含め、所要の検討を行うよう求める決議がなされました。これをきっかけに、国語課題小委員会では、7月から「ショウガイ」の表記に関しても検討を始め、現在も議論を続けております。

常用漢字表を改定するかどうかということになりますと、相応の審議が必要になります。とはいえ、できるだけ早く国語分科会としての考え方を整理しておくべきであろうということから、この配布資料2-2のとおり、平成22年に文化審議会答申として取りまとめた「改定常用漢字表」に示されていた常用漢字表の基本的な性格を、この国語分科会において改めて確認していただきました。

常用漢字表は、現代の国語を書き表す場合の漢字使用の「目安」であり、一般の社会生活と密接に関連する語の表記については、この表を参考とすることが望ましいとされております。ただし、この表に掲げられた漢字だけを用いて文章を書かなければならないという制限的なものではありません。個々の事情に応じて適切な考慮を加える余地のあるものであります。

現在、「ショウガイ者」の「ショウガイ」は、法令や国の公用文では、常用漢字表に従って「障害」と表記することになっております。しかし、常用漢字表は、地方公共団体や民間の組織において、常用漢字表にない「碍」を用いて表記すること等を妨げるものではございません。それぞれの考え方に基づいた表記を用いることは可能です。

その後、実際に地方公共団体の中で、今後、公文書に「碍」を用いた「障碍」を用いるという方針を発表したところもございませぬ。そういった動向などもよく注視しながら、国語課題小委員会では来期も引き続き、この課題について、公用文の在り方に関する検討と併せて審議していく予定であります。

以上、長くなりましたが、国語課題小委員会からの審議状況の報告といたします。

#### ○伊東分科会長

沖森副分科会長、ありがとうございました。ただ今の国語課題小委員会の審議状況の御報告について、御質問や御意見があれば、お受けしたいと思います。

#### ○野田委員

配布資料2-1の方で確認ですが、法令と公用文の表記を一致させるという点について、4ページから5ページ辺りだと思ふんですが、このように理解していいのかと

いうことの御確認をお願いしたいと思います。「A」の法令及び法令に準ずるものについては、5 ページの上にあるように、直接の検討対象とはしないということですよ。それで、「B」と「C」については、今までは法令の表記と一致させるという傾向が多分多かったと思うんですが、それをそうしないでもいいという方向に持っていかうということだと理解してよろしいですか。

○沖森副分科会長

はい。基本的には、その考えで進めております。「A」と「B」については、従来のおり、「公用文作成の要領」の枠組みを大きく崩すことはできないだろうというところから、特に「A」については直接の対象にはしないと。

ただ、「C」も「B」と同じような扱いにしていくのは、現実には、実態には合わないのではないかというので、もちろん枠組みとしては、「B」についても「公用文作成の要領」を枠として維持しながらも、「C」について配慮する。どこまで配慮するのかはこれからの検討ですが、必ずしも「A」と同じ枠組みで表記しなければいけないと言わなくてもいいのではないかという検討の進め方であります。

○野田委員

「B」は「A」寄りということですかね。「C」寄りというよりは「A」寄りという、その辺がはっきり分からなかったのでお聞きしました。「A」と「B、C」で大きく分かれるというよりは、「A、B」と「C」という感じと理解しました。

○沖森副分科会長

「A、B」と「C」で分けるというのが、これまでの枠組みの中ではふさわしいのではないかと考えております。

○伊東分科会長

そのほかの御意見、御質問はいかがでしょうか。（→ 挙手なし。）

では、内容の確認、その他、変更を伴うような御意見がございませんでしたので、この「審議状況について（案）」については国語分科会としてお認めいただいたということにさせていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

次に、日本語教育小委員会の審議結果について、同小委員会の主査である私から説明させていただきます。

まず、配布資料3-1を御覧ください。日本語教育小委員会では、平成25年2月の「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について（報告）」で整理された11の論点のうち、「論点5. 日本語教育の資格について」、「論点6. 日本語教員の養成・研修について」を取り上げ、第16期、17期にわたり意見交換を行ってまいりました。

平成30年3月に、国語分科会において「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）」、これは机上の緑色の冊子ですが、日本語教育人材を役割・段階に応じて整理し、活動分野ごとに求められる資質・能力及び教育内容や教育課程編成の目安を提示しました。

今期は、「論点6. 日本語教員の養成・研修について」の審議を行い、「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）」、同じものですが、改定版の案を取りまとめるとともに、後半からは「論点5. 日本語教育の資格について」の検討を行い、平成31年度末の取りまとめに向けて、審議経過の概要として「日本語教育能力の判定に関する基本的な考え方（案）」を取りまとめましたので、この二つについて御報告させていただきます。

まず、養成・研修の在り方について御説明いたします。

配布資料3-1の4ページを御覧ください。「日本語教育人材の研修の検討範囲のイメージ(案)」がございしますが、こちらが全体図となっております。縦軸が日本語教育人材の別を表し、横軸がその活動分野を表しております。今期は、前回報告で残された、日本語教師【初任】の活動分野のうち、就労者、難民等、海外の3分野について、二つのワーキンググループ、「就労希望者・難民等を対象とする日本語教育人材の研修に関するワーキンググループ」と「海外における日本語教育人材の研修に関するワーキンググループ」を設置し、検討を行い、前回報告に追加する形で取りまとめております。

この二つのワーキンググループ、「就労希望者・難民等を対象とする日本語教育人材の研修に関するワーキンググループ」と「海外における日本語教育人材の研修に関するワーキンググループ」で作成していただいた成果物を基に日本語教育小委員会で検討を重ね、文化庁ホームページでの1か月の意見募集を行い、関係機関・団体の意見を踏まえました。そして、配布資料3-2「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告案)改定版」を策定いたしました。

配布資料3-2は、全97ページとなっておりますが、御覧ください。1枚おめくりいただき、目次を御覧ください。先の平成30年報告の目次と同じ、「Ⅰ 現状と課題」、「Ⅱ 求められる資質・能力」、「Ⅲ 養成・研修の在り方及び教育内容」という構成になっております。それぞれの項目に、「就労者」、「難民等」、「海外」という活動分野が新たに加わるという構成になっております。

12ページからは、活動分野ごとの日本語教育人材について指摘されている課題となっております。

15ページを御覧ください。「④ 就労者に対する日本語教育人材」の課題として、「留学生に対する就労支援のための日本語教育の必要性が高まり、就労の各分野で外国人材に対する日本語教育の需要が増しているが、日本語教師の育成が需要に追いついていないとの指摘がある。」といったことや、「就労の現場において、就労者に対する日本語教師に求められる資質・能力が十分示されていなかったために、就労者に対する日本語教育に関する知見がない日本語教師が研修を担当したり、日本語教育の専門性や経験を持たない事業所の職員や通訳者等が日本語教育を担わざるを得ないケースがあり、十分な教育効果・成果が得られていないといった指摘がある。」などの課題を挙げております。

16ページを御覧ください。「⑤ 難民等に対する日本語教育人材」の課題として、「難民として庇護<sup>ひご</sup>を求めて来日する者の中には、初等教育を受けられなかった者が一定数いることが報告されており、国籍国等をやむなく離れることになったショックや、迫害などの体験による極度のストレス状態など、精神的に不安定な状況にある者もいることから、日本語指導に当たってはこれまでの教育環境や学習履歴にかかわらず特別な配慮を要する。」といったことや、そのために「難民等に対する日本語教師には、他の活動分野とは異なる資質・能力が求められることから、別の研修プログラムが必要とされる。」といったことを挙げております。

17ページを御覧ください。「⑥ 海外に赴く日本語教育人材」の課題として、「海外の日本語学習のニーズの高まりを受け、世界各地で日本語教育人材が求められ、日本語教育の専門知識を有する人材の要請が増加していることから、海外に赴く日本語教師を対象とした研修を検討する必要がある。」といったことや、五つ目ですが、「日本語教師が現地の生活環境や文化習慣に馴染<sup>なじ</sup>めず、不適応や孤立・対立するケースがあることから、異文化理解・適応能力やセルフマネジメント能力、赴任国・地域の言語

による必要最低限のコミュニケーション能力などが求められる。」といったことを挙げております。

23 ページを御覧ください。23 ページからは、各活動分野の日本語教師に求められる資質・能力の案を挙げております。28 ページが就労者、29 ページが難民等、30 ページには海外ということで、先ほど申し上げた三つの分野をお示ししております。そして、これらの資質・能力を身に付けるための教育内容については、52 ページから 57 ページに記載しております。

その内容を基に、教育課程編成のための目安を 88 ページからお示ししております。就労者・難民等・海外の活動分野の「日本語教師【初任】研修の教育課程編成の目安」として、実施機関、想定単位時間数、教育方法、教育内容、科目名の例を記載しております。今後、この報告に基づき、日本語教育人材養成・研修実施機関において養成・研修プログラムが実施され、質の高い日本語教育人材の養成・研修が行われるとともに、政府においても、その実現に向けて日本語教育の質の向上に資する取組が行われ、日本語教育の一層の充実が図られることを望みたいと思います。

次に、日本語教育能力の判定についてです。

配布資料 3-3 を御覧ください。日本語教育全体の質の向上の観点から、政府の閣議決定等にも次のようなことが盛り込まれております。

5 ページの別紙 2 を御覧ください。ここでは、規制改革実施計画や未来投資戦略 2018、最近では、12 月の外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策にも「日本語教師のスキルを証明する新たな資格を整備すること」と書かれております。

こういった政府の動向もある中、今期、9 月 28 日の日本語教育小委員会において審議を再開し、「日本語教育能力の判定について」ということで、これまで 4 回にわたり審議を重ねてまいりました。本日は、審議経過の概要として「日本語教師の日本語教育能力の判定に関する基本的な考え方（案）」を取りまとめております。

配布資料 3-3 の 1 ページを御覧ください。「1. 現状と課題」です。ここでは、最初の部分ですが、「○在留外国人の増加に伴う日本語学習ニーズが拡大していることや、出入国管理及び難民認定法の改正等を踏まえ、今後も在留外国人の更なる増加が見込まれることから、日本語教育を担う専門家としての日本語教師の質の確保及び量的拡大が重要な課題となる。」と整理しております。

その次の「2. 基本的な考え方」を御覧ください。ここでは、「(1) 趣旨・目的」として、「○質の高い日本語教師を国内外で安定的に確保するため、日本語教師の日本語教育能力の判定の仕組みが必要である」ということと、「○判定の仕組みとして、日本語教師としての資質・能力を証明するための「資格」を整備する」という方向で考えております。

その次の(2)を御覧ください。制度設計の前提のところですが、「○日本語教師としてのスキルを証明するための「資格」の具体的な制度設計に当たっては、「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)」に記載された養成・研修の考え方を前提とする」こととしております。

また、現在、法務省が告示をもって定める日本語教育機関の教員の要件との接続について検討することとしております。法務省の告示基準に定める教員要件については、配布資料 3-3 の 7 ページに詳細に記されております。御覧ください。

では、1 ページに戻りまして、「3. 日本語教育能力の判定の方法等」を御説明させていただきます。「(1) 日本語教育能力の判定を行う日本語教育人材の範囲」については、「○「資格」は、専門家としての日本語教師になろうとする日本語教育人材(いわゆる、養成段階の日本語教育人材)の資質・能力を判定するもの」と考えております。日本語教育人材には、養成の段階、初任の段階、中堅の段階と三つの段階がありますが、資格としては、養成段階の日本語教育人材を対象とするということです。



その他「養成・研修報告書」に掲げられた初任・中堅段階の日本語教師や、日本語教育コーディネーター等の日本語教育能力の判定は、研修の修了をもって行うこととし、あわせて、初任・中堅段階の日本語教師等に対する研修の更なる充実が重要であるということを「※」のところで記載しております。

そして、2ページ目の一番上ですが、「(2)判定の仕組み」を御説明いたします。判定は、三つの側面、「①試験の合格、②教育実習の履修、③その他の要件により行う」こととしております。

「(3)試験の内容」は「養成・研修報告書」に示された養成段階の「必須の教育内容」とすることとしております。

これについては、配布資料3-3の4ページを御覧ください。ここに、日本語教育能力の判定の仕組み、実はこれはイメージ図なんですけど、ここに今申し上げたことをお示ししておりますので、御覧ください。4ページ目の中央部分の青の太線で囲まれた部分です。ここが判定の仕組みです。

専門家としての日本語教師を目指す養成段階の日本語教育人材は、まず「必須の教育内容」に掲げられた内容の試験に合格すること。ですから、このピンクのところです。そして教育実習を履修することを求めています。その他、要件としましては、学士の学位を含め、現行の法務省告示校の教員要件との接続も含めて検討を行っております。この案では、現行の告示校の教員要件との接続にも配慮しているということを御了承いただければと思います。

続きまして、配布資料3-3の2ページの「4. 専門家としての日本語教師の活動の場の例」を御覧ください。ここでは七つ挙げております。いずれも日本語教師が求められているものであると承知しており、専門性を有する日本語教師が今後このような場で一層活躍できるようになることが望ましいと考えております。ほかにもありましたら、是非、御意見を頂ければ幸いです。法務省告示校から始まって、最後、外国人と関わるというところで、それぞれの例を示しております。

「資格」については、来期検討を行ってまいりますけど、検討課題としては、「5」にお示ししております。「5. 今後の検討課題」を御覧ください。「(1)「資格」取得の要件等について」、「(2)養成課程について」、「(3)「資格」の有効期限について」、「(4)経過措置について」、「(5)日本語教育能力の判定のための体制について」などとなっております。今後も議論を深めまして、平成31年度末をめどに取りまとめたいと考えております。

以上で、日本語教育小委員会からの報告であります。

それでは、私が今説明申し上げたことについて、何か御質問、御意見等があれば、お願いします。特に、日本語教育小委員会でまとめられた「基本的な考え方(案)」について、修正や追加等の御意見があれば、是非お聞かせいただきたいと思います。

日本語教育に関しては、現行のいわゆる制度と絡めた形で議論してまいりましたので、十分に状況がお分かりにならない箇所もありませんかと思いますが、どんな質問でも結構ですので、お願いいたします。

#### ○松岡委員

配布資料3-3の2ページの「5. 今後の検討課題」について、分かりにくいのではないかという意見です。「(1)「資格」の取得の要件等について」の三つ目、「教育実習」の履修についてというところで、送り出し機関、それから受入れ機関という用語がどういうことを示しているのか、分かりにくいのではないかと思います。

先ほどの「資格」の、今の同じ資料の次のページの表になっているところを見ると、判定のところ、教育実習の履修というのがグリーンで分かれています。それで、例えば大学の場合、それから養成講座の場合は教育実習がその中に入り込んでいるんです

が、黄色の「多様な背景を有する、日本語教師を目指す者」の中には実習が入っていません。この緑のところでも独立して受けるということに見えらると思うんですが、この送り出し、受入れ機関という言葉は、多分、大学又は養成機関が外の日本語学校に依頼するというのを前提としている言葉だと思います。そうした事情が分からない方には分かりにくい言葉ではないかと思うので、この辺りの整理についてお伺いしたいと思います。

#### ○伊東分科会長

おっしゃるとおりです。私たちは実情が分かっていますが、このことに関して、状況が分からない方への説明としては不十分だったかと思えます。ここはもう少し具体的に分かるように、修正を加えさせていただきます。

また、教育実習を確保するという点で言うと、養成機関が必ずしも教育実習のできるような体制が整っていないので、外部に依頼する、その場合に、日本語学校やそれに準ずるところに依頼するという、そのところが受入れ機関と御理解いただけたらと思います。ですから、養成段階の教育実習が別の機関に依頼する状況があるということ、それを分かりやすく修正しようと思えます。

それでは、御意見を1点頂きましたが、このことにつきまして、ここで私に御一任いただければということで、お認めいただけますでしょうか。（→了承。）

それでは、頂いた御意見につきましては、私の方で責任を持って対応させていただきます。ありがとうございました。

本日頂いた修正等の御意見については、事務局から改めて御報告申し上げたいと思いますので、御承知おきいただければと思います。

次に、「その他」の案件といたしまして、国語課の平成31年度予算案について事務局から説明をお願いします。

#### ○松永専門官

平成31年度政府予算案につきましては、昨年12月末に閣議決定がされまして、現在、国会において御審議いただいているところです。本日は、国語課関係の予算について簡単に御説明申し上げます。

参考資料1の1ページ目を御覧ください。国語課関係の予算は、大きく三つの柱で構成されております。一つ目の文化審議会国語分科会に係る予算につきましては、前年度同様、所要の予算を確保、計上しております。二つ目に、国語施策の充実につきましては、これまでの事業を引き続き着実に実施するという事で、前年とほぼ同額の約4,800万円を計上しております。三つ目に、外国人に対する日本語教育の推進につきましては、来年度の予算案につきましては少し変化がございまして、前年度は約2億2,000万円でしたものが約8億円と大幅増額の予算案となっております。

内訳を御覧いただきますと分かりますように、最後の欄ですが、地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業というものを新規事業として約5億円計上しております。新規事業の立ち上げの都合で、「生活者としての外国人」のための日本語教育事業に関しましては前年度に比べて減額となっております。日本語教育の推進に関してこうした変化が見られましたのは、先ほどの伊東分科会長からの御説明にもありましてとおり、政府の総合的対応策が取りまとめられたということが背景の一つとしてあります。

続いて、参考資料2-1を御覧ください。昨年の12月25日に関係閣僚会議で取りまとめられました「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の概要となっております。日本教育関係に関しては、A3の左下の方です。「(3)円滑なコミュニケーションの実現」と大きく盛り込まれております。「①日本語教育の充実」、「②日本語

教育機関の質の向上・適正な管理」,「(4)外国人児童生徒の教育等の充実」,「(5)留学生の就職等の支援」なども関連の施策として,文部科学省の施策が盛り込まれております。

これらの文化庁及び文部科学省の関係予算に関しましては,参考資料2-3に別途説明資料を御用意しております。文部科学省及び文化庁の「外国人受入れ拡大に対応した日本語教育・外国人児童生徒等への教育の充実」ということで,前年度予算額が約4.9億円だったものが,2019年度の予算額案では13.5億円計上されています。

文化庁の国語課関係の予算としましては,左側の「I.生活者としての外国人に対する日本語教育の充実」ということで,2019年度予算案が約8億円と計上されています。

また,文部科学省本省で取組が進められています「II.外国人児童生徒等への教育の充実」に関しても,前年度予算額から大幅増となりまして,約5億5,000万円の予算額を計上しております。

#### ○伊東分科会長

本日の議題は以上ですが,今までの議論,そして今の次年度の予算案について,何でも結構ですので,御意見や御感想があれば,お願いします。

私個人的には,予算の額が前年対比で非常に多いということに,これまでになかった状況だということに驚いております。それだけ外国人材受入れに関しての政府の取組の力強さというか,思いが感じられる予算額かと思いました。

#### ○川端委員

新規で予算の付いた地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業の内容について,もう少し詳しく知りたいのですが,御説明をお願いします。

#### ○高橋国語課長

参考資料2-3の左側のIの(1)の最初にある「○地域日本語教育の総合的な体制づくりの推進」事業につきましては,都道府県,政令指定都市が日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくりを推進するものです。都道府県や政令市が,その県の域内あるいは市の域内において日本語教育体制を強化していただく,そのために,都道府県や政令市にその地域の司令塔となっただき,そこに総括的なコーディネーターを置く。さらに,その下で県なら県の域内の地域ごとに,そこに住まわれている外国人住民の方の特性,例えば日系ブラジル人の方が多いですとか,ベトナムから来られた方が多いですとか,そういった特性や,その地域の特性,例えばある特定の企業に雇われている外国人の方が多いですとか,あるいは留学生の方が多いですとか,そういった地域やそこに住まわれている外国人の方々の特性に応じて,その地域の日本語教育の状況をしっかりと考えて体制づくりを行っていただく,そのために国が助成していくという事業です。

これは従来の文化庁の事業との関係で申し上げますと,これまで文化庁の事業としては,NPOや市町村,国際交流協会などで開催されている日本語教室に対する個別の支援,あえて申しますと点に対する支援が中心でした。今回の事業は,点から面へということ,在留する外国人の方々が大幅に増えていくことが見込まれますので,面の支援を行うに当たって,国から直接日本語教室へということではなく,国と日本語教室の間に,都道府県,それから都道府県から県の域内の市町村を支援していく。そういったところを多層的に見ていく体制を構築していく取組が大事だろうと考え,今回,こういう形での事業,新しいスキームを考えたいということです。

今,国会で予算を御審議いただいているところですので,予算が成立をいたしましたら,この事業につきましては速やかに開始していきたいと考えております。

○川端委員

国語分科会及び日本教育小委員会で平成 20 年に国の役割，都道府県の役割，市区町村の役割というものが示されていて，それが発展した形で更に予算が付いたという受取方をしたのですが，そういうことでしょうか。

○高橋国語課長

国語分科会等での御審議の流れの中からこの事業を捉えていったときには，そのようにお考えいただいて結構だと思います。

○三枝委員

今の川端委員の新規事業に関する質問を補足するような形でお尋ねします。参考資料 2－3 の中で，都道府県，政令指定都市にいわゆる総括コーディネーターを置くとありますが，そこに噴き出しの形で「地域コーディネーター」と付記されています。担当地域を設定するという事になると，今の高橋国語課長のお話のように，基礎的な自治体も複層的な体制の中に含まれるということになると思われませんが，区市町村全てにそれぞれ担当する地域コーディネーターが置かれるというイメージでよろしいでしょうか。

○高橋国語課長

この参考資料 2－3 にあります絵はモデル的な絵でございますので，今ある予算で全ての市町村にコーディネーターを置いて，市町村ごとに体制を完璧に構築するというのは，なかなか難しいかと思えます。都道府県の方である程度少し広域的な，サブ領域とでも言ったものを設定していただいて，そこで進めていくというイメージです。

それから，国からの助成もありますが，都道府県や市町村で，単独事業と言いますか，独自の予算で進めていただく部分もあろうかと思えます。そういったところ，国からのお金，都道府県のお金，市町村のお金，あるいは場合によっては民間企業から寄附がされて，そこで何かしていくということも当然あると思えます。そういったものを併せ持って，より広域的な支援を作っていければと思っております。

地域の設定，あるいはモデルにあるような形でのみの進め方ということではありません。それぞれの県，市町村でのそれぞれの特色，これまでの経緯などありますので，それを尊重しながら進めていければと思っております。

○三枝委員

地域については，先ほどの高橋国語課長のお話にもありましたように，外国人が集住する地域，さらには，これから入管法等の改正によって特にそういった方々が集まってくる地域もありますので，それぞれの特性に応じて，割とフレキシブルに対応できるということが分かりました。

○井上委員

今の参考資料 2－3 のイメージ図の中で，関係機関・団体等との連携・協力という言葉が出ています。この関係機関・団体等というのは具体的にどのようなところをイメージしているのかを教えてください。それと，その中に日本語教育機関，いわゆる告示校も含まれるのかお聞きしたいと思います。

○高橋国語課長

関係機関等として想定しておりますのは，井上委員もおっしゃったとおり，日本語

教育機関、いわゆる告示校も含まれております。また、それ以外、例えば大学からはコーディネーターになっていただくような人材が出てくるかもしれませんし、日本語教師として、あるいは、県や政令市に置かれる総合調整会議などの委員として入っていただく場合もあるかと思えます。あとは、いわゆる企業の方々、それから自治会など、いわゆる地域のコミュニティーの方々、行政機関としては入国管理局や地方入管、それからハローワークなどとも連携をすることは当然あり得るかと思っております。

○井上委員

日本語教育機関がこういう形で地域の日本語教育に貢献でき、それに対して予算が付くというのは非常に画期的なことだと思います。大変有難いと思っております。

○伊東分科会長

以上、質疑応答の時間はここまでにしたいと思います。

では、事務局から連絡事項等があればお願いします。

○松永専門官

今期最後の文化審議会総会が3月20日（水）に予定されており、そこで国語分科会として本日おまとめいただいた報告について説明を行うこととなっております。説明者は伊東分科会長に務めていただく予定です。

国語分科会としては今回が今期最後ですので、本日の国語分科会の議事録は、案ができ次第お送りして御確認いただき、頂いた修正を反映させたものを再度確認していただき、確定としたいと考えております。御理解と御協力をお願いいたします。

○伊東分科会長

では、最後に石田文化戦略官から閉会の御挨拶を頂きたいと思えます。

○石田文化戦略官

伊東分科会長、沖森副分科会長をはじめ、委員の皆様方におかれましては、小委員会での御審議も含め、それぞれのテーマについて精力的に御審議いただき、誠にありがとうございました。

国語に関する課題といたしましては、昭和26年に作成されたまま現在に至っております「公用文作成の要領」について、これを見直すための審議を開始し、精力的に御審議いただきました。また、昨年初夏の衆議院及び参議院における決議を受け、「ショウガイ」の「害」の字について、「碍」の字を常用漢字表に追加することの可否についても御審議いただき、昨年11月に「「障害」の表記に関するこれまでの考え方」をお示しいただきました。いずれの課題につきましても、来期での継続審議に向けた礎をお作りいただいたことに対しまして御礼申し上げます。

また、日本語教育に関する審議といたしまして、まず、昨年度にお取りまとめいただきました「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）」の審議に続く形で、活動分野のうち、就労希望者や難民等に対する日本語教師、海外に赴く日本語教師に求められる資質・能力や教育内容等についても御審議いただき、本日、改定版の報告書をお取りまとめいただきました。さらに、日本語教師の日本語教育能力の判定に関する御審議をいただきまして、日本語教育小委員会におけるこれまでの審議経過の概要を本日御報告いただきました。日本語教育人材の養成・研修の在り方や能力判定につきましましては、入管法の改正等もあり、これまで以上に高い関心が寄せられている課題と承知しております。

委員の皆様方におかれましては、精力的に御審議いただき、誠にありがとうございました。

ました。本日で第 18 期国語分科会の審議は終了となりますが、今後とも国語施策、日本語教育施策について御指導を賜りますようお願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。皆様、大変ありがとうございました。

○伊東分科会長

それでは、最後に、本日は第 18 期国語分科会の最終回ですので、私、国語分科会長を仰せつかっておりますので、分科会長として御挨拶申し上げたいと思います。

今年 1 年を振り返ってみますと、私たちを取り巻く社会的な環境が随分と変化し、激動の時代をくぐり抜けてきたと思います。私は日本語教育小委員会でしたので、今から 6 年前の日本語教育小委員会で議論してきた日本語教育に関わる論点整理、それが 11 ございました。その審議を工程表にのっとして議論してきましたが、昨年の夏、秋以降から、外国人材の受入れ、それに伴う日本語教育推進法等の議論が、国会やマスコミ等で議論されるようになって、ますます国語分科会の役割の重要性を強く感じて過ごしてきました。

私は日本語教育小委員会ではありますが、国語分科会で国語課題小委員会の御報告を受けるにつけて、こちらの小委員会でも、公用文書の在り方や、分かりやすさという点で言いますと、我々が言葉というものを、日本人のみならず、外国人に対してどう分かりやすいコミュニケーション力を身に付け、意思の疎通を図っていくかという共通した課題や問題もあったかと感じました。

ますますこの国語分科会が、日本の国語政策、日本語に関わることですが、言語計画や言語政策に深く関わるということを改めて感じました。審議が本年度そして来年度と継続されていくということで、今年から来年度に掛けて、大きなエポックになるだろうと感じた次第です。

今日お集まりの皆様には、委員会やワーキンググループで本当に時間を割いていただいて御尽力いただいたこと、まず感謝申し上げたいと思います。また、引き続き、次年度に関しましても審議が継続しますので、御尽力よろしくお願ひしたいと思います。

簡単ではありますが、国語分科会長としての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、これで第 70 回の文化審議会国語分科会を終了したいと思います。本日は誠にありがとうございました。